

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所
フリガナ
氏 名
電話番号
開設(設置)者
との続柄

病院・診療所・助産所・オンライン診療受診施設
開設(設置)者(死亡・失踪)届

開設(設置)者が(死亡した・失踪宣告を受けた)ので、医療法第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 病院、診療所若しくは助産所又はオンライン診療受診施設の名称	(フリガナ)			
2 開設(設置)場所	〒			
	TEL		FAX	
3 開設(設置)者の氏名	(開設者が医師又は歯科医師の場合のみ記載)			
4 開設(設置)者の住所	〒			
5 区分 (該当するものの□を☑にすること)	電話 ()			
	□死亡 ・ □失そう			
6 死亡・失そう宣告の年月日	年 月 日			

(注意) 届出は、医療法第9条第2項に規定する届出義務者が行うこと。

- 1 死亡の場合の届出義務者は、次のとおりである。
 - (1) 同居の親族
 - (2) その他の同居人
 - (3) 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人
- 2 死亡の届出は、同居していない親族でもよい。
- 3 失そうの場合の届出義務者は、失そう宣告の裁判を請求した者である。
- 4 失そうの年月日は、民法第31条の規定により死亡したとみなされる日
- 5 医師又は歯科医師の籍登録の抹消申請をすること。

(添付書類)

戸籍法の規定による死亡又は失踪の届出義務者の戸籍謄本